

東京医療センター臨床研究センター 遺伝子組換え実験の適正な実施に関する注意事項

1. 実験計画の承認

- 1) 遺伝子組換え実験の実験計画の申請は研究部長または研究室長の許可を受ける。申請者が部長または室長である時はその限りでない。
- 2) 遺伝子組換え実験申請書に「実験計画」と「予想される危険性と対応を」を記入し、遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下：安全委員会）に提出し承認を受ける。
- 3) 動物実験申込書に動物実験計画書を添えて動物実験委員会（以下：動物委員会）に提出し承認を受ける。

2. 実験動物室の整備

- 1) 遺伝子組換えレベルに応じた実験動物室の整備及び管理が適正になされているかを確認する。

3. 実験動物の管理

- 1) 遺伝子組換え動物の管理区域では、飼育動物の全数を仔体も含めて毎週計測し、飼育数管理簿に記録して、研究室長に報告する。
- 2) 作業前後に作業したケージごとに動物数変化に誤りのないことを計測・記録する。

4. 実験室入退出の管理

- 1) 実験動物室の入退出を管理簿に記録する。

5. 管理簿の審査

- 1) 飼育数管理簿及び入退出管理簿は、動物委員会並びに安全管理委員会に定期的に提出し、審査を受ける。

6. 実験従事者の講習、訓練

- 1) 遺伝子組換え実験従事者全員並びに研究室長に対して、遺伝子組換え実験の手順、作業管理、動物逃亡防止措置などについて、年に1度東京医療センター院長により講習会を開催する。
- 2) 遺伝子組換え生物の管理区域外への逃亡の際のセンター内における連絡方法の確認と訓練を年に1度行う。

7. 実験の変更についての届け出

- 1) 申請した実験計画を変更するときは、安全委員会並びに動物委員会に新たに申請をして承認を受けなければならない。

2) 実験が終了したときは、安全管理委員会並びに動物委員会にその旨を届ける。

8. その他

1) 緊急を要する事態、あるいは規則の変更などが生じた時は、安全委員会委員長は安全委員会を招集し協議する。

この注意事項は東京医療センター幹部会の承認を得た後、発効する。

平成24年1月26日

東京医療センター遺伝子組換え実験安全管理委員会